

(仮称) 静岡市商業振興条例骨子(案)に対する市民意見の募集結果について

(仮称) 静岡市商業振興条例の策定にあたり、市民の皆様から御意見をいただくためにその骨子案を公表し、御意見を募集しました。実施結果、御意見の概要及び御意見に対する静岡市の考え方は次のとおりです。

記

- 1 募集期間 平成 22 年 11 月 22 日(月)から平成 22 年 12 月 21 日(火)まで
- 2 募集方法 郵送、FAX、または市のホームページからの電子申請
- 3 閲覧場所 市ホームページ、市商業労政課、各区市政情報コーナー、各生涯学習施設
- 4 募集結果 意見項目数 19 項目、意見提出者数 10 名
- 5 御意見の要旨及び御意見に対する静岡市の考え方

| No. | 骨子案の対象箇所 | 御意見の要旨 | 静岡市の考え方 |
|-----|--------------|---|--|
| 1 | (3) 基本理念 | 協働による商業の振興を推進するには、市民グループの参画、参加が不可欠だと思う。 | 御指摘いただいたとおり、協働の主体として、市民を追加します。 |
| 2 | (4) 責務 | 事業者、関係団体、市、市民によって、責務に関する表現が異なっており、取り組みに向けて立場が対等でないようなイメージを受ける。 | 事業者(商業者等)、関係団体、市民、市の立場は対等であることから、責務に関する表現を統一します。 |
| 3 | (4-1) 事業者の責務 | 大型店を設置する事業者には、地域経済団体との付き合い(加入)も含めて、地域に密着した活動をするよう、市から要請して欲しい。 | 大型店を設置する事業者の責務として、地域経済団体が行う事業への協力や地域社会に貢献する活動を行うことを規定しており、大型店を設置する事業者に対しては、条例の内容の周知に努めていきます。 |
| 4 | (4-1) 事業者の責務 | 大型店の出店に関して、大店立地法やこの条例の内容(地域社会との調和、周辺地域の生活環境の保持のための適切な配慮、市が目指すまちづくりに対する理解と配慮、地域社会の健全な発展)は、言葉の解釈によって、どうにも言い訳ができる。 | 大型店の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法の運用を所管する市に対して届出が提出されています。 大規模小売店舗立地法の趣旨は出店そのものを規制するものではなく、大規模小売店舗の出店に際し周辺地域の生活環境を保持することです。 |

| | | | |
|---|----------------|--|--|
| | | <p>条例の内容が常識的に実行されれば、全市あるいは区内に影響を与える大型店が出店するはずもない。</p> <p>例えば、出店による交通渋滞の影響などを、どこの機関が正しく判断できるのだろうか。</p> | <p>市では出店によって生じる可能性のある交通渋滞、歩行者の交通安全の確保、駐車場の騒音、廃棄物の臭気等の課題について対処がなされているかを、専門家による委員会の意見を聞くなどしながら、同法の定めに基づき適正に審査するよう努めているところです。</p> |
| 5 | (4-5) 市民の理解と協力 | <p>市民の責務とは何か、よくわからない。商店の物を買う文化は無くなって来ている。</p> | <p>静岡市では、静岡市自治基本条例において、まちづくりの主体である市民が、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未来に責任を負うことのできるまちづくりを行うことを定めています。</p> <p>(仮称) 静岡市商業振興条例では、このような自治基本条例の考え方に基づいて、市民の役割を規定しようというものです。</p> <p>商業が、市のまちづくりにとって重要な存在であることから、商業の振興によって市民生活の向上と地域社会の発展を図るためには、まちづくりの主体である市民の皆さんの自主的な参画が重要であるとの認識から市民の責務を規定しようとするものです。</p> |
| 6 | (5) 市の施策 | <p>施策を推進するため、戦略行動はどのように実行されるのか。商店街に多く市民が出掛ける施策、高齢者がウォーキングや生涯学習を楽しめる環境、多く納税する商店街で買物する、映画館跡地の活用、商店街の法人化など多くのヒント・アイデアを引き出して改革して欲しい。</p> | <p>条例において、商業の振興に関する基本計画（以下、「商業振興基本計画」という。）の策定を義務付けます。この商業振興基本計画に基づいて具体的な施策を推進することとなります。</p> <p>御提案いただいた個別のアイデアについては、貴重な御意見として、商業振興基本計画の策定等に当たって、参考にさせていただきます。</p> |
| 7 | (5) 市の施策 | <p>商業振興の骨子としては良いと思うが、条例が出来たからといっ</p> | <p>御指摘いただいたとおり、この条例は、商業の振興に関する基本的な考え</p> |

| | | | |
|----|----------------------------|--|--|
| | | て、買物弱者の問題が解消されることはない。条例の制定＝買物弱者の解消の特効薬であると、市民に誤解を与えないようにして欲しい。 | 方を定めるものです。課題解決のための具体的な施策については、条例に基づいて策定する商業振興基本計画に盛り込むなどして推進していきます。 また、買物弱者については、その定義もその把握方法も確立されておらず、今後検討すべき一分野と考えているところです。条例の周知に当たっては、その主旨が正しく伝わるよう努力したいと考えます。 |
| 8 | (5-1) 市の施策： 商業振興基本計画の策定 | 商業振興基本計画の策定だけでなく「関係者との協働による基本計画の確実な推進」を盛り込むべきである。 | 御指摘の内容は、市が推進する施策全体にも当てはまることから、市の責務として、関係者との協働によって施策（商業振興基本計画を含む）を推進することを明記します。 |
| 9 | (5-1) 市の施策： 商業振興基本計画の策定 | 条例では、人口構造及び産業構造の変化等に適切に対応するとしている一方で、総合計画等と整合性を図りながら商業振興基本計画を策定するとしている。 変化に対応すると言っても、総合計画があるために変えられないことが出てくるのではないだろうか。例えば、総合計画に書いてあれば、大型店の出店を認めざるを得なくなる。 | 地方自治法に基づいて、この条例も含め、市の事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て基本構想を定め、これに則して行うようにしなければなりません。 現在の第2次静岡市総合計画（平成22年度～26年度）は、平成16年度に議会の議決を経て定めた基本構想の下で、第1次総合計画策定後の本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて策定したものです。 |
| 10 | (5-2) 市の施策： 良好な商業環境の形成 | 心の通い合い（親切、優しさ）を、良好な買い物行動やまちづくりに反映させるため、次の3点を追加してほしい。 1 来街者や来店者のマナー向上やUD商店街づくりの推進 2 買い物に困っている人の支援 3 伝統や文化の承継支援 | 御指摘いただいた3点については、貴重な御意見として、商業振興基本計画の策定等に当たって、参考にさせていただきます。 |
| 11 | (5-7) 市の施策： | 商業の振興の推進に関する基本的施策として、商業創業者に関する | 御指摘いただいたとおり、市の施策について、創業者に対する支援を行う |

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| | 事業者の経営基盤の強化等 | 施策を追加して欲しい。また、地域経済団体が実施している創業支援の施策との連携も考えて欲しい。 | <p>ことを追加します。</p> <p>市と地域経済団体との連携については、市の責務の中で、地域経済団体と連携して施策を推進することを規定していることから、施策レベルでは創業支援についても必要な連携を行っていきたいと考えています。</p> |
| 12 | (5-7) 市の施策：事業者の経営基盤の強化等 | 中心商店街でも郊外でも、全国資本のチェーン店や量販店が繁盛している。従来からある地元の事業者はなぜ挑戦しないのか。 | <p>事業者（商業者等）に期待される責務として、時代の変化に対応し、創意工夫と自助努力により、経営基盤の強化及び経営の革新に努めることを規定しています。</p> <p>また市の施策の方向性として、そのような商業者等の取組を支援することを盛り込んでいるところです。</p> |
| 13 | (6) 商業振興審議会 | 静岡市商業振興審議会で施策を決定するに当たり、事業者や商店街の利益だけでなく、市民にとっての振興策が推進されるように、市民の意見や目線が積極的に反映される審議会にする必要があると思う。市に耳の痛い意見をいう市民は選ばれないのではないか。審議会の構成や位置づけを見直すべきである。 | 委員の選任に当たっては、「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づいて、各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任し、多くの方々の御意見を施策に反映するよう努めて参ります。 |
| 14 | (6) 商業振興審議会 | 静岡市商業振興審議会の委員について、市外県外の方も含めて正しい判断のできる委員を選出するようにお願いしたい。 | |
| 15 | (6) 商業振興審議会 | <p>委員の割合の規定がなく、再任もできるので、商店街の代表者ばかりが集まらないか心配だ。市民（利用者）の席を確保すべきだ。</p> <p>市民委員の任期はもっと短くすべきだと思う。2年の任期は市民にとって長いので、市民委員は減ってしまう気がする。</p> | <p>委員の選任に当たっては、「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づいて、市民公募委員の割合を全体の20%以上とすることになっているため、確実に市民委員の席が確保されることとなります。</p> <p>委員の任期は、議論の継続性等の観点から2年としております。</p> |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| 16 | (8) 附則 | <p>この条例は、重要な条例であること、理念的な条例であること、当初予定から遅れていること、既にホームページ等により市民へのPRが行われていること、東静岡の大規模ショッピングセンタープロジェクトについて本条例を踏まえて議論することが課題であることから、即日施行とすることが望ましい。</p> | <p>条例案は、市議会 2 月定例会に提案し、議会での審議の結果、条例が議決された場合には、権利義務の発生を伴うような緊急性等はないことから、平成 23 年 4 月 1 日に施行することを予定しています。</p> |
| 17 | 全般（条例の意義について） | <p>市民や中小事業者は、条例の機能、権限、責任について理解できないと思う。今まで行政が果たした機能・役割・成果を出したか明確にすべきである。</p> | <p>条例の趣旨や内容について、市民や事業者の皆さんに御理解いただけるよう周知に努めます。</p> <p>これまでの行政の施策は、商店街団体等への支援を中心とし、商店街の活性化に一定の役割を果たしてきたと考えています。さらに、本条例の策定によって、静岡市の商業を取り巻く現況を踏まえ、時代の変化に対応した新たな施策の展開（個店の活性化、まちづくり）を図るという方向性を示すこととなります。</p> |
| 18 | 全般（大型店の出店について） | <p>大型店出店や大型店同士の競争により、地域のスーパーは閉店し、買物弱者が発生するなど、地域社会の健全な発展が破壊されている。</p> <p>東静岡への大型店出店は、道路渋滞を招き、地域経済や住民に貢献してきたデパートや中堅スーパーに悪い影響を与えることが懸念される。そして、人の流れが大きく変わり、街が衰退し、地価や税収も減少する。こうなっているのだろうか。</p> <p>市が、東静岡への大型店の出店を黙認するなら、この条例を作る意味はない。地方分権にも期待が持てない。毅然とした行政判断をお願いし</p> | <p>大型店の出店については、市が地域的な需給状況を勘案するなどしてその適否を判断することは現行法上でできないところです。</p> <p>この条例案では、大型店の設置者に対して、当該店舗に期待される社会的責任の重要性を認識し、大規模小売店舗立地法等の関係法令に基づいて、その周辺の地域の生活環境の保持のための取組を行うとともに、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等の地域社会に貢献するための活動を推進し、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めること</p> |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| | | たい。 | を求めています。 |
| 19 | 全般（大型店の出店について） | <p>大型店の出店競争による、商店街の弱体化と中心市街地の荒廃、買物弱者の発生は、国や地方自治体の政策の稚拙さが原因である。</p> <p>静岡市はオーバーストア状態にあり、過当競争が発生して中心市街地が危機的状態なのに、行政は現状を直視せず、経済成長時代の手法を踏襲するなど、時代錯誤である。</p> <p>静岡市は既にオーバーストア状態にあり、人口減少と消費縮小が続くと予測されるので、拡大ではなく縮小の都市政策を基本に据えたまちづくりを推進しなければ、街は崩壊することをうたうべきである。</p> <p>未来に向け適切な商業環境を作り、静岡市中心市街地活性化基本計画に則りコンパクトなまちづくりを静岡地区及び清水地区で推進するためには、条例施行後に東静岡の大型商業施設の出店計画の適否の審議が行われるよう、スケジュールを変更することを要請する。それが公正で適切な商業振興の政策であり、本条例案もそれができるように書き改めることが必要であると思う。そうでないと市が駆け込み出店を容認した（指導した）と受け取られても仕方がない。</p> <p>この条例は、商業都市静岡の都市基盤の崩壊を防ぐために不可欠な政策であると認識すべきである。</p> | <p>大型店出店については、市が地域的な需給状況を勘案するなどしてその適否を判断することは現行法上でできないところです。</p> <p>なお、人口減少や高齢化といった社会経済情勢の変化により商業を取り巻く環境が大きく変化しているという現状認識や、変化の時代において商業の振興を図るためには、時代に対応した変革に努めることが必要であることを示すために、前文を設けることとします。</p> <p>本条例及びそれに基づく商業振興基本計画等によって、商業都市静岡の発展に向け、商業者のみなさんはもとより市民のみなさんと共にまちづくりを進めていきたいと考えます。</p> |